

民事訴訟の機動的審理運営について（その１）

（令和８年４月 最高裁事務総局）

機動的審理運営とは

裁判官がてん補による事件処理をしている場合、事件係属庁以外の庁舎に在庁しながら、ウェブ会議を利用して手続（書面による準備手続の協議等）を実施することにより、てん補日の制約を受けることなく柔軟に手続の日時を指定することを可能とし、当事者の利便性向上や裁判の迅速化を図るという運用

《現状のイメージ（例）》

	月	火	水 (てん補日)	木 (てん補日)	金
執務場所	本務庁	本務庁	てん補庁	てん補庁	本務庁
実施手続	本務庁事件	本務庁事件	てん補庁事件	てん補庁事件	本務庁事件



《機動的審理運営の実施後のイメージ（例）》

	月	火	水 (てん補日)	木 (てん補日)	金
執務場所	本務庁	本務庁	てん補庁	てん補庁	本務庁
実施手続	本務庁事件 てん補庁事件	本務庁事件 てん補庁事件	てん補庁事件 本務庁事件	てん補庁事件 本務庁事件	本務庁事件 てん補庁事件

対象となる事件

- 地家簡裁に係属する合議・単独の民事訴訟（人事訴訟を含む）が対象。

※ 簡裁事件については、併任発令や、兼務・てん補等に関する地裁の事務分配規程等の定め（裁判所法３６条１項）が必要となる。

※ 合議事件については、合議体を構成する裁判官（受命裁判官を含む）が事件係属庁以外の庁舎に在庁して協議等を実施する場合（合議体の構成員がそれぞれ別の庁舎に在庁しながら協議等を実施する場合を含む）が想定される。

- 事件の内容・進行段階、当事者の属性、代理人選任の有無、進行に関する当事者の意向等を総合考慮し、適切な事件を選定する。

※ 民事訴訟フェーズ３前の実践では、双方代理人の理解が得られた事件を対象とすることで特段の支障は生じていない。

※ 双方又は一方が本人の事件についても、書面による準備手続等をウェブ会議で実施している例は少ないと思われるが、一律に対象外にはならない。

- 新件に限定せず、当事者の理解が得られるのであれば、既に進行している手続の途中段階で切り替えることもあり得る。
- 紙記録の事件（フェーズ３前に提起された民事訴訟、人事訴訟）も対象となり得る。

※ 紙記録の事件については、原則として記録の運搬や記録全体の写しの作成は行わない。手続を実施するのに必要な主張書面・書証については、当事者及び書記官等の負担にも配慮しつつ、mintsの積極的活用（民事訴訟）やTeamsへの投稿依頼・厳選した写しの作成等で対応する（これまでの実践では、概ねこのような方法で支障なく審理がされている。）。なお、この点についての当事者の理解・協力が得られない場合は、書記官とも相談の上、書記官事務に支障が生じなければ裁判官が記録を持ち運ぶこともあり得るが、書記官事務に支障が生じる場合や、大部の紙記録が手元にないと必要な議論が行えない場合などには、対象事件とするかを慎重に判断する。

民事訴訟の機動的審理運営について（その２）

対象となる手続

- 当事者双方とウェブ会議で接続して実施する「書面による準備手続の協議」又は「事実上の打合せ」。

※ 口頭弁論期日及び弁論準備手続期日は対象外（事件係属庁以外の庁舎に在庁する裁判官による期日の実施には法制的課題あり）。

実施方法

- 具体的事件において、手続の日時を指定するに当たり、実施する手続（「書面による準備手続の協議」又は「事実上の打合せ」）及び裁判官が所在する庁について当事者に説明し、その理解を得る。
- 同一事件について、手続の回ごとに、裁判官が所在する庁（本務庁・兼務庁）を変更することもあり得る。
- てん補庁に係属する事件について本務庁に在庁して手続を行うこと、本務庁に係属する事件についててん補庁に在庁して手続を行うことのいずれもあり得る。
- ウェブ会議と対面の適切な使い分けを意識し、対面でコミュニケーションを行うべき場面では事件係属庁において対面で手続を実施するなど、事案の性質や当事者の意向等を踏まえた進行に留意する（別添ヒアリング結果参照）。

書記官の関与・連携

- 書記官が協議等に立ち会う場合には、ウェブ会議を利用し、本務庁に係属する事件については本務庁の書記官が、てん補庁に係属する事件についてはてん補庁の書記官が立ち会う。
※ 書面による準備手続について調書を作成する場合、調書通達の第6号様式の場所等の欄に、実際に裁判官が所在した庁を記載する。
- 本務庁とてん補庁の事件の手続が同日に実施される場合があるため、適切に期日管理を行う必要がある。また、裁判官と書記官の距離が物理的に離れることから、コミュニケーション方法を工夫する必要がある。（別添ヒアリング結果参照）

(参考) 民訴フェーズ3前の実践を担当した裁判官からのヒアリング結果 (その1)

運用状況

実践は円滑に進行

※記録が紙であることの支障は、フェーズ3後の記録電子化により解消

原則的な勤務日（てん補日）に期日が入りにくい場合に、機動的審理運営を代理人に打診することが多い。双方代理人が選任されている事件では、対象事件を特に選別することなく打診しており、支障も生じていない。

本務庁とてん補庁の事件の手続を同日に実施することに伴う適切な期日管理が必要である。担当書記官とは、出頭カードのやり取りやTeamsへの投稿により次回期日等の情報を共有している。

書記官と距離が離れることで支障を感じたことはない。連絡したいときは電話で連絡したりして対応している。進行についてはTeamsの投稿で書記官と情報共有している。

mintsを利用し、提出書面をデータで管理している。原則として双方代理人事件はmintsで処理しており、機動的審理運営で進めている事件は全てmintsを利用している。

準備書面等のデータのアップロードを依頼した事件（mints非利用事件）について、アップロード漏れや裁判所への連絡漏れがあるため、これらの確認や当事者への督促に関する書記官との連携が必要である。

係属庁以外で手続を実施する場合は、準備書面等のデータのアップロードを代理人に依頼するか、裁判所で必要部分の写し又はPDFを作成している。記録が大部となる事件ではこのような扱いが難しく、対象事件としにくい。

代理人の反応等

概ね好意的な反応

手続を実施する候補日が増えて便利であるという反応を示す代理人が多く、打診を断られたことはない。

ウェブ会議実施時の裁判官の所在場所について代理人が特に関心を有している様子はうかがえない。

手続の実施について代理人から特段の違和感や不便の指摘はない。

準備書面等のデータのアップロード依頼にも協力的である。

当初はウェブ会議自体に慣れていない代理人も一定程度いたが、ウェブ会議の方が明らかに便利だということが実感として広まっている。ウェブ会議利用者が多数となっている。

(参考) 民訴フェーズ3前の実践を担当した裁判官からのヒアリング結果 (その2)

必要に応じて対面での手続も実施した事例

期日等の内容に応じて最適な手続形態を選択

機動的審理運営の方法（書面による準備手続の協議）で争点整理及び和解協議を行った後、双方本人も出頭の上での和解協議を実施するため、事件係属庁において対面での期日を実施。

複雑な争点整理や、和解に向けた心証開示など、ウェブでの機動的審理運営に適さない場合には、事件係属庁において対面で期日を実施するようにしている。

取組の効果

期日等を柔軟に調整することができるようになり、事件が迅速に進むようになったとの声多数

審理が早くなったという実感がある。週3日のてん補だが、てん補の際には家事調停・審判や後見事件も処理しているので、全ての訴訟事件の期日等を入れるのが難しかった。一部の訴訟事件の手続を本務庁で実施できるので、全体がうまく回っていると感じている。

選択肢の幅が広くなり、仕事がやりやすくなったという実感がある。審理に支障はない。期日等が柔軟に入れやすくなり、事件の進行が早くなったと感じている。

期日等の選択肢の幅が広がるのにはメリットがある。期日等を入れやすくなったことで、審理期間は短くなった印象である。

事件係属庁の執務日での期日調整では通常のスケジュールより2～3週間先になってしまった際、機動的審理運営を提案したところ、通常のスケジュールで期日等を調整することができた。

機動的審理運営の対象としているてん補庁係属事件について、本務庁の執務日だけでなく、てん補庁の執務日も候補に加えて期日調整をしたところ、2週間程度早い期日等を調整することができた。